

一般社団法人鹿児島ハート倶楽部定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人鹿児島ハート倶楽部と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を鹿児島市に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、鹿児島医療圏の医療、特に循環器診療の充実と若手医療人の育成、および同医療圏住民の健康増進・豊かな生活を確保・推進することを目的として、次の事業を行う。

- (1) 若手医師および女性医師のキャリア形成・復職支援事業
- (2) 農業従事を基盤とした健康増進開発および研究事業
- (3) 基礎・臨床研究支援事業
- (4) 健康行政に関するコンサルテーション及び研究推進支援事業
- (5) 健康関連書籍の製作事業
- (6) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公 告)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員及び会員

(法人の構成員)

第5条 当法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第6条 会員として入会しようとするものは、社員総会において別に定めるところにより、入会の申し込みを行うものとする。

- 2 入会は、社員総会において別に定める基準により、社員総会においてその可否を決定し、これをそのものに通知する。

(会費等)

第7条 会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、所定の退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、もしくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議により当該会員を除名することができる。

(会員資格喪失)

第10条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- (4) 5年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総正会員の同意があったとき

(会員名簿)

第11条 当法人は会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第14条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第15条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

- 3 代表理事は、前項の規定による請求があったときには、4週間以内に社員総会を招集しなければならない。
- 4 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各正会員に対して発する。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行なう。

(議決権)

第17条 社員総会において、各正会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(員数)

第20条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上9名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

(選任等)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。

- 2 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合に

は、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行なう権利義務を有する。

(理事の職務権限)

第23条 理事は法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬)

第26条 役員報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第27条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第28条 当法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 基金

(基金の拠出)

第29条 当法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第30条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の返還の手続)

第31条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行なう。

第6章 計 算

(事業年度)

第32条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第33条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないとき、代表理事は、社員総会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の分配の禁止)

第34条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第35条 当法人が解散したときに残存する財産は、国、地方公共団体又は他の租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に帰属する。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第36条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第37条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりとする。

設立時理事	大石 充
設立時理事	宮田 昌明
設立時理事	窪蘭 琢郎
設立時代表理事	大石 充
設立時監事	竹中 俊宏

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第38条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

鹿児島県 [REDACTED]

大石 充

鹿児島県 [REDACTED]

宮田 昌明

鹿児島県 [REDACTED]

窪菌 琢郎

鹿児島県 [REDACTED]

竹中 俊宏

(法令の準拠)

第39条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

附 則 (平成 30 年 4 月 30 日)

- 1 この定款変更は、平成 30 年 4 月 30 日から施行する。

附 則 (令和元年 9 月 6 日)

- 2 この定款変更は、令和年 9 月 6 日から施行する。